

2015年度 NO. 5 2016. 1. 31

目 次

1. 理事長の年頭の挨拶

事業者会員のリサイクルの活動を今年も大いに紹介し、応援して行きます。

2. 温室効果ガス削減とリユースびん～京都

2015年12月のパリで開かれたCOP21で採択された「パリ協定」を受け、日本政府は温室効果ガス排出削減目標を、2030年度に2013年度比-26%と定めた約束草案を提出した。

当会会員でもある、京都市でびん商を営む(株)吉川商店の吉川さんは、既に太陽光発電に着手しているが、さらなるエネルギー削減の可能性を試算した結果を寄稿していただいた。リユースびんは日本を救うか？

3. 魚粉飼料高騰の余波（その5）

奈良県中央卸売市場清掃組合の魚アラを含む廃棄物の処理に関する行政文書公開を奈良県と大和郡山市に対して行い、新たにわかったことをレポートする。「おかしい」ことがまかり通っている現実が見えてきた。

4. 茨木市の随意契約の主張を見てみると

茨木市の家庭ごみ収集業務を3社に随意契約している問題で、市長が出した行政監査請求（2015年8月）により、「違法ではない」との結果が出されたが、「その理由」を検証し、他市の例とも比較を行った。

理事長の年頭の挨拶

遅ればせながら、あけましておめでとうございます。

事業者会員の活動の紹介を充実させるという方針が定着し始め、今年は「年頭の挨拶」がとても短くて済むようになりました。

事業者が3Rのうちのリユース・リサイクルを充実させることができると、厳しい現実社会を生き残れることがよく見えます。

会員の皆様、今年もご協力お願いします。

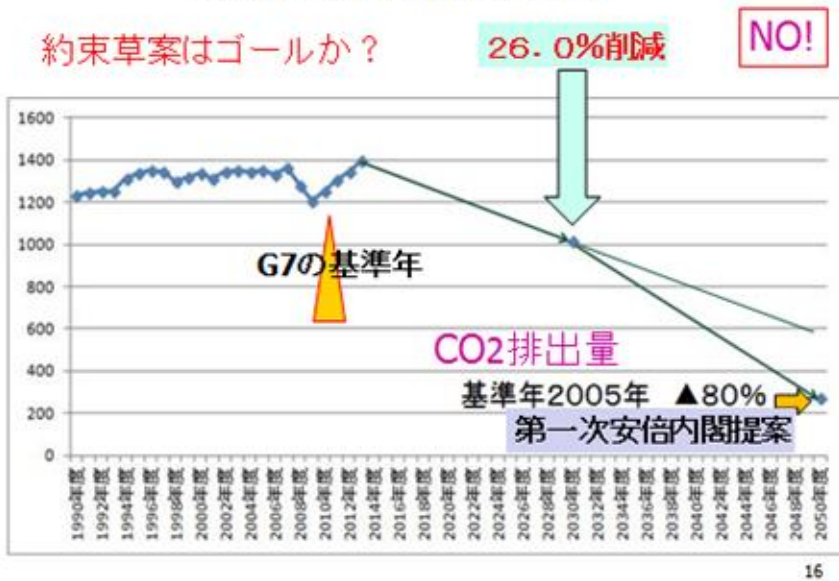
理事長 森住 明弘

昨年12月、パリで開催された国連気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、産業革命前からの気温上昇を2度以下に抑え、さらに1.5℃以内とより厳しい水準へ努力し、世界全体で今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出した。この協定の科学的根拠である気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書統合報告書によると、2度以下に抑える「可能性が高い」とされるシナリオRCP2.6は、2050年までに全世界の排出量を4割～7割削減し、CO2濃度を450ppm程度にとどめる必要があるとしている。（下記表参照）日本の国民一人当たりの温室効果ガス排出量は世界で米国、ロシア、韓国に次いでおり、全世界で4～7割削減を実現するために大量排出国である日本は将来7～8割削減しなければならなくなるという。化石燃料消費を8割削減しなければならない社会は、経済中心主義の現状の日本において想像しがたい話である。しかし、800名以上の地球温暖化に関する専門家集団がはじき出したIPCCの科学的結論は確証的であり、パリ協定の遂行が世界の一致した方向性であるならば、日本も追従し早急に脱化石燃料社会への移行を進めなければならない。日本は2030年までに26%の削減を目標とした約束草案を提出したが、2050年まで更なる削減目標の設定を迫られるのは避けられないだろう。

2100年 CO2換算濃度 区分ラベル (濃度幅)	細区分	RCPシナリオの相対的位置	2010年比のCO2換算排出量変化(%)		21世紀にわたり(1850-1900年と比べて)特定の気温水準未満にとどまる可能性					
			2050年	2100年	1.5℃	2℃	3℃	4℃		
430未満	430ppmCO2換算未満の水準について調査した個別のモデル研究は数が限られている									
450 (430-480)	全体幅	RCP2.6	-72~-41	-118~-78	どちらかといえば可能性が低い	可能性が高い	可能性が高い	可能性が高い		
500 (480-530)	530ppmCO2換算のオーバーシュート無		-57~-42	-107~-73	可能性が低い	どちらかといえば可能性が高い			可能性が高い	可能性が高い
	530ppmCO2換算のオーバーシュート		-55~-25	-114~-90		どちらも同程度				
550 (530-580)	580ppmCO2換算のオーバーシュート無		-47~-19	-81~-59		どちらかといえば可能性が低い	可能性が低い	可能性が高い	可能性が高い	
	580ppmCO2換算のオーバーシュート		-16~-7	-183~-86						
(580-650)	全体幅	RCP4.5	-38~-24	-134~-50	可能性が低い	可能性が低い	可能性が高い	可能性が高い		
(650-720)	全体幅		-11~-17	-54~-21					どちらかといえば可能性が高い	
(720-1000)	全体幅	RCP6.0	18~54	-7~72	可能性が低い	可能性が低い	可能性が低い	可能性が高い		
1000超	全体幅	RCP8.5	52~95	74~178		可能性が低い	可能性が低い		どちらかといえば可能性が低い	

IPCC統括執筆責任者杉山大志氏作成、温室効果ガス削減シナリオ分析の結果の要約
環境省ホームページより引用

C OP21のための日本の約束草案



吉川商店の太陽光モジュール840枚で年間15万kwhの発電量。固定買取制度(FIT)を利用し全量関西電力に売電している

安井至氏作成パワーポイントデータより引用

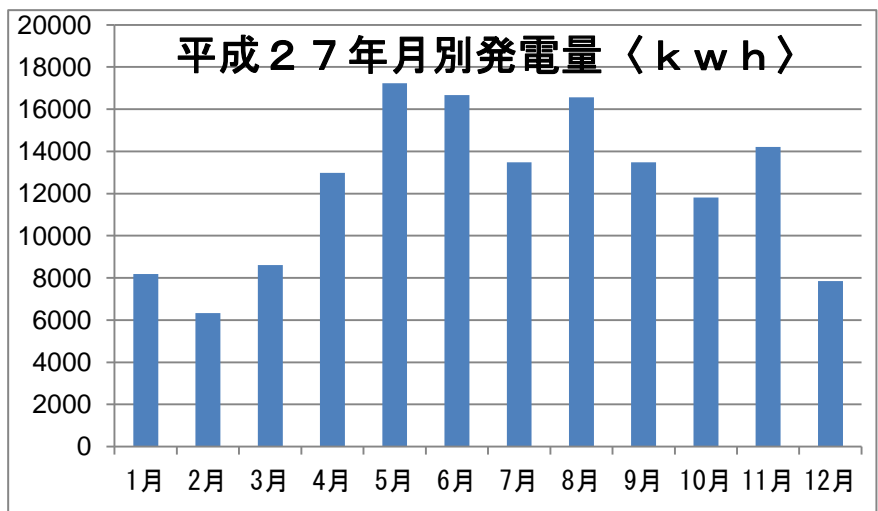
☆化石燃料8割削減の洗壇工場の可能性

さて、弊社は京都で一升瓶を中心にガラスびんを洗浄する工場であるが、工場を稼働するエネルギーは電気と都市ガスである。仮にこれらを8割削減し、太陽光発電、太陽光熱温水の自然エネルギーに切り替えた場合、工場操業の可能性と問題点を検討してみようと思う。

電気編

弊社では2013年より太陽光発電を始めた。840枚のモジュールを倉庫の屋上にはり、年間約15万kwh発電している。洗壇工場の電力消費量は年間約78~80万kwhであり太陽光発電量は約19%に相当する。これをもとに仮に洗壇工場の屋根に太陽光パネルを敷き詰め、約3500枚設置した場合を推計してみると、推定発電量は約62万kwhとなり、現在の年間電力消費量の約8割の電力を得ることが出来る計算となる。しかしながら、工場の操業が停止している土日曜の休日の太陽光発電を利用するためには蓄電が必須であり、幾分かの電力低下が心配される。また、発電量は雨天の日は少なく、日照時間が長い5月の発電量が最も多く、12月はその半分程度しか発電できない。

発電量の季節変動と天候による発電量のブレはネックとなり、工場稼働の最盛期である年末の電力需要を太陽光発電でカバーできるかが課題となる。また、工場設備の節電も大きなカギとなる。ラインを直線化しモーターの数を減らし、簡単な作業は機械を使わず人力でまかなう。機械化を図ってきた現在の方針



の転換が必要となる。工場建物の屋根を太陽光が効率良く受光できる南面の広い形状に建て替えることも有効である。

ガス編

弊社では洗びん機内の洗浄水の温度を最高80度まで熱する熱源として、ガスボイラーの燃焼による蒸気を利用している。ガスに変わる代替として考えられるのは、太陽光熱温水とヒートポンプによる蒸気発生である。太陽光熱温水器によって夏場は65～70度、冬場であっても40～45度の温水を得ることができ、この温水からヒートポンプにより熱を回収し蒸気を発生させる。太陽光熱温水器は矢崎総業や朝日ソーラーなど、ヒートポンプは神戸製鋼や三菱重工業などが製造している。弊社では現在のところ導入しておらず不明な点が多いが、洗びん機の内部は6槽構造になっており、槽内の洗浄液を80度まで上げる必要があるのは1槽だけで、他の槽は常温～60度まで上げれば良い。常温～60度の5槽に供給する温水は太陽光熱温水器より直接注入し、80度まで上げる槽だけにヒートポンプで発生した蒸気を利用するという方式で対応できないかと検討している。ただし、改造に要する工事がかなり大掛かりなものになりそうである。

以上の通り、電力は現在の工場の敷地面積が減少せず、前述した太陽光の不安定性など幾つか課題をクリアする必要はあるが8割分の電力を太陽光発電でまかなうことはなんとか可能かもしれない。太陽光発電はパネルを据え置き、配線を受電機に接続するという比較的簡単な工事で行き止まりのものも利点である。しかしながら、ガスに代わるエネルギーについての可能性は、手段は空想的にあるが実用化した経験がなく今後の調査が必要である。

これらの検討を行う中でひとつ気づいたことがある。それは建築基準法で定められた建蔽率が60%であるため、空びんの在庫場として利用している4割もの更地にはパネルを設置するための構造物が建てられない。4割もの敷地が自然エネルギーを得るために活用できないのはもったいないのではないだろうか。

46億年前に地球が誕生し、40億年前に生物が生まれ、そして進化し、数億年かけて出来た化石燃料を現在の人類は産業革命以降のたった300年ほどで使い切ろうとしている。化石燃料を地下から大気に放出する人類の産業活動は地球温暖化の進行の元凶であるが、両立をめざしていかなければならない。温室効果ガス排出量8割削減に対し、金属缶やワンウェイびん、ペットボトルなどの使い捨て容器には対応が不可能ではないだろうか。対応出来るのはリユース容器だけかもしれない。大阪ごみを考える会には、国民のリユースびんに対する理解が醸成できるよう、より一層PRしていただきたく思っている。

ぐるぐるフォーラム2015 「衣類のリユース・リサイクル」

日時：2016年3月12日（土）14時～16時

場所：吹田市千里山コミュニティセンター（吹田市千里山霧が丘22-1）

◆基調講演 「衣類のリユース・リサイクルを取り巻く状況」

京都工芸繊維大学大学院 教授 木村照夫さん

◆事例発表 ①高島産業 高島昌年さん 「吹田市の資源ごみに出された資源ごみのゆくえ」

②パタゴニア 篠 健司さん 「アパレル企業の企業責任」

③千里リサイクルプラザ 研究所 市民研究員 水川晶子さん 「私達の実践と調査」

◆事例発表者によるパネル討論 コーディネーターは木村教授

主催：（公財）千里リサイクルプラザ 問合せ：06-6877-5300

数々のリサイクル法はできたが、衣類の法律はない。また、古着はリユース・リサイクルされているが、回収業者が減っている。リサイクル率はわずか20%足らず（アルミ缶は90%）。この現状から、私たちは衣類とどう付き合っていけば良いのかを探ります。多数のご参加をお待ちします。

奈良県中央卸売市場清掃組合県費補助金の清算について

奈良県の中央卸売市場から排出される魚アラの処理費が高値で（買い取り）落札されたことは、（その1）で報告しました。その後、魚アラを含む廃棄物の処理について、行政文書開示請求（奈良県・大和郡山市）を行った結果、中央卸売市場清掃組合が一般競争入札を行っているのが、魚アラのみであることが明らかになりました。また、同組合が奈良県に提出している補助金交付申請書には、中央卸売市場から排出される毎月毎の処理予定数量が一部記載されていますが、収支決算書には、個々の品目の処理実績量や処理単価の記載がなく、総括的な処理実績量と処理金総額が記載されているだけです。補助金交付申請書と同じく費用項目別にこれらの数字を記載すべきなのは常識なのに怠っているのです。

平成 26 年度 焼却費算出表

月	開場日	市町村搬入ゴミ				パレット		不燃物	
		量	搬入先	処理単価	金額	処理単価	9,000	処理単価	22,500
						量	金額	量	金額
4	23	295.90	郡山	13.300	3,935,404	69.78	628,038	1.99	44,686
合計	274	3,525,01			46,882,633	831.32	7,481,844	23.66	532,348

段ボール		合計額 ①	魚あら②		③=①+②	県負担額 ③ × 2/3
処理単価	9,000		月額単価	△945,000		
量	金額		量	金額		
70.51	105,766	4,713,894	62.50	△945,000	3,768,894	2,512,595
840.00	1,259,999	56,156,823	750.00	△11,340,000	44,816,823	29,877,874

（平成 26 年 4 月 1 日 奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金交付申請書より）

上記表は 4 月分と 4 月～3 月の合計額を示しています。

焼却費算出表は奈良県からの県負担額の根拠となるものなので丁寧に書いているのです。このうち、魚アラは販売していますので△表記（11,340,000 円収入）となっています。ところが、段ボールは売却しているはずなのに支払うと書いてあるので、組合に問い合わせたところ、何と分別・回収の作業代として、年間 1,259,999 円の支払いが必要と言うのです。通例この作業責任は同組合にありますから、同組合の構内清掃費として別途計上すべきなのに、処理費に計上しているのです。

平成 26 年 奈良県中央卸売市場清掃組合 収支決算書より

歳 入							
区分	予算額	実績額	過不足	区分	予算額	実績額	過不足
県費補助金	66,212,000	58,909,550	▲7,302,450	分担金	34,055,000	29,880,901	▲4,174,099
インゴット	7,225,000	10,730,032	3,505,032	その他	13,140,000	13,508,660	368,660
適用 県費補助金 運営費・清掃費 1/2 以内 焼却費 2/3 以内							

（平成 27 年 3 月 31 日 奈良県中央卸売市場清掃組合事業実績書及び収支清算書の提出についてより）

次に決算書に書かれていることを説明します。上に述べたように、予算書には段ボール・魚アラなど品目別に書かれていたのに、この決算書ではそれらは全て「その他歳入」扱いになっているのです。そ

の他ではなく区分として明記すべきだと思います。

口頭で段ボール収入額を尋ねると、売却開始は6月からだが、売却量に拘わらず月定額の2.7万円としているとのこと。排出量は上記焼却費算出表に年間840tと書かれています。6月からの合計排出量は開示された焼却費算出表をもとに計算すると698.98tになります。大阪市中央卸売市場の売却単価を参考にすると13円/kg程度ですから、総額9百万円になるはずなのに27万円の売却費となっているのです。

歳出項目の問題点

歳 出							
事業内容	予算額	実績額	左の財源				過不足
			インゴット	県費補助金	分担金	その他	
運営費は、人件費・事務費からなっています。実績額は2,198,237となっています。(表省略)							
事業費	116,575,000	110,830,906	10,730,032	57,810,432	28,781,782	13,508,660	▲5,744,094
清掃費	6,695,000	7,100,900		3,550,450	3,550,450		405,900
ゴミ運搬費	53,723,000	51,144,259	10,730,032	26,942,818	13,471,409		▲2,578,741
ゴミ焼却費	56,157,000	52,585,747		27,317,164	11,759,923	13,508,660	▲3,571,253
計	120,632,000	113,029,143	10,730,032	58,909,550	29,880,901	13,508,660	▲7,602,857

最後に歳出項目の問題点を述べます。

「ゴミ運搬費」は通例構内から排出されるゴミ全ての運搬費の合計だから、当然品目別に記載すべきモノなのに何も書かず、必要財源のもらい先しか書いていないのです。インゴットを財源にしていると言うことは、この売却費を充当しているということですが、その製造費を示す数字はどこにもないのです。これは、構内での中間処理費として別途計上すべき費用項目です。県の担当者はこんな初歩的間違いも見逃しているのです。

ゴミ運搬費のうち最大の可燃ごみは大和郡山市焼却工場への運賃ですが、その金額の記載もなされず、何と組合の説明では段ボールの回収・分別作業代やインゴット製造費を算入していると言うのです。

大和郡山市 平成26年12月分搬入ごみ料金月報（大和郡山市への行政文書開示請求より）

料金区分	所属	回数	搬入重量(kg)	金額	回数	金額
後納	中央卸売市場（後納）	113	339,350	¥4,513,355	113	¥4,513,355
平成26年度 合計 搬入量 3,365.74 t。搬入回数 1,058 回。支払額 44,764,342 円。						

また、歳出項目のゴミ焼却費（52,585,747円）と大和郡山市ごみ処理手数料金額（44,764,342円）も一致しておらず、その差額の使途も記載されておりません。

中央卸売市場の構内清掃を受託しているのが同組合で、大半の費用は県からの交付金なので、会計報告は少なくとも県レベルの正確性は当然求められるのに、奈良県は県とは別組織であるとして、このようになさんな会計報告を見逃し続けているのです。

（杉本 照夫記）

茨木市の随意契約の主張を見てみると

茨木市は、1983年から家庭ごみ収集業務を3社に独占させています。さらに、条例に基づかない内部規定で、30年以上の営業実績、市内に営業所などの条件を定めており、事実上、他の業者を排除しています。このことが昨年3月新聞に載ると、市長は、4月15日、市政始まって以来初めて、現在の委託契約（随意契約）が妥当かどうかの行政監査請求を行い、8月27日、監査委員は「契約事務手続きについては、違法又は不当なものはない」との結果を出しました。これは、まさに行政迎合のなにもものでもありません。

茨木市の理由について検証する

市が随意契約としている理由は、以下のとおりです。

I. 廃棄物処理法及び廃棄物処理法施行令には、一般廃棄物処理業務の委託契約の締結方法についての定めはなく、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のいずれかにするかは、市町村の裁量に委ねられている。

II. ごみ収集は、年度初め(4月1日)から行う業務委託について、年度開始前の事前準備行為として契約事務を行う場合は、随意契約である。つまり、年度前～当該年度にまたいで連続で行われている業務なので随意契約である、と主張している。そして、理由を問いただすと、「確実にごみ収集を行うため」を強調するのである。

Iの主張ですが、[会計法](#)第29条の3第1項、[地方自治法第234条](#)第2項で、「国及び地方公共団体の業務委託をはじめ契約にいたる入札は公正で、機会均等の理念に基づき競争入札によらなければならない」に基づき原則は競争入札ですが、例外的に厳しい要件を満たす場合には随意契約でもよいことになっています。今回のケースではこの厳しい要件を満たさないことは明らかですが、これは末尾に書くことにし、まずIIの問題点を解説します。会計法及び地方自治法、官公庁会計辞典に照らして、随意契約であろうと、競争入札であろうと関係なく、事前準備行為は必ずしなければならない業務なので、別に法令に書く必要などないのです。従って、各行政が年度開始前に事務を進めて業者選定までいくのは、何ら問題はないのです。要は、契約は、予算執行が出来る4月1日以降でなければならないだけなのです。(会計法第29条の8) また、「年度をまたいで連続して行われる業務」はごみ収集以外にたくさんありますが、ここでは、ごみ収集業務だけの事務の流れをみてみます。

市は契約事務を1月から初めて3月に業者を決めています。異例とも言うべき進め方です。さらに、最初から随意契約を暫定にしているため、「見積書提出」となっています。これでは、現在の独占3社

1月	2月	3月	4月1日
業務委託するための起案 業者選定会議	業者に見積書 提出させる	業者決定	契約

以外の業者は参入できません。
仮に、3社以外の業者が入札で
落札ができたとしても業務に臨

む準備期間が無いので、4月1日からの仕事ができないことになるからです。市が言う事前準備行為は、契約事務のみを指すことがわかります。

見積書提出について担当者に聞くと、随意契約だが、3社内で、普通ごみ7区域、粗大ごみ4区域の競争をさせていると主張しているのです。しかも、予定価格が積算手法による算出方法ではなく掴み幾らという出し方のため、さらに、30年以上同じ業者ということもあり、契約額の割合（落札率）は全て90%以上となっています。全く不透明そのものなのです。

他市では？

多くの自治体では、競争入札を前提に業務委託を考えており、少なくとも半年前から契約事務をスタートさせています。そのなかで、大阪市と門真市を見てみますと以下のようになっています。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月1日
門真市	業務委託するための起案	広報	申請受付 質問回答 &書類審査	入札 業者選定審議 会の後、 業者選定	準備	期間	契約
大阪市	業務委託するための起案	広報 H. P	申請受付 質問回答 &書類審査	入札 業者決定	準備	期間	契約

茨木市と両市の表を見比べれば分かるように、競争入札のためにじっくり事務を進めて入札していることが分かります。ここで注目すべきは、競争のため、業者が変わることも考えて、準備期間を設けており、年度をまたぐ業務についても支障なく引き継いでいます。このため、事前準備期間を茨木市のように1ヶ月未満にするのではなく、2ヶ月間取っているのです。

他市が随意契約をするのは、地方自治法施行令第167条の2で、予定価格が低額の売買、賃貸、請負そのための契約である場合と、[会計法](#)第29条の3第3～5項による競争入札に適しない場合に限っているからです。

大阪市が定めた随意契約の条件

今回の茨木市の場合には、上記のどれにも該当しませんから随意契約をすることは違法なのです。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくもの
- ・ 新商品のとして清算する物品を買い入れるとき
- ・ 緊急の必要により競争入札に付することが出来ないとき
- ・ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ・ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ・ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- ・ 落札者が契約を締結しないとき

透明性・公共性の流れが定着

随意契約については、昭和62年3月20日の最高裁判決で『随意契約の制限的許容』を明確にしており、最近では、平成18年8月25日付での財務大臣の通達「公共調達適正化」で随意契約の制限をより明確化しているばかりか、随意契約であったものを競争入札に変更するよう促し、透明性・公共性を担保するよう求めています。

平成18年以降、随意契約に対する制限・厳格適用の流れが止まりません。平成21年11月17日には、閣議決定として、「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」が決められ、原則として一般競争入札による契約をしていくとして、競争性のない随意契約に対する厳しい批判に加え、点検・見直しを断行しています。さらに、平成22年6月16日には、総務省情報流通局郵政行政部長から独立行政法人郵政の貯金・簡保に対し、競争性のない随意契約の見直し要請がなされています。また、各地方議会においても同様の流れになっています。

茨木市も平成18年8月25日付での財務大臣の通達「公共調達適正化」を受けて、平成20年4月に競争入札を促進するため「一般競争入札実施要綱」の改正（土木、建設等の工事予定価格を引き下げる）を行っています。さらに、全ての部署が関連する「茨木市財務規則」において、随意契約については地方自治法施行令第167条の2での額と明確に書いています。

以上のような流れの中で、茨木市は、家庭ごみ収集業務委託について随意契約にする理由を苦し紛れにⅠやⅡにしなければならなかったのです。 (山下 宗一記)